

事 務 連 絡

平成22年1月12日

都道府県 家畜衛生担当者 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
課長補佐（防疫業務班担当）

韓国における口蹄疫の発生について（情報提供）

日頃より、家畜衛生の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。
韓国で発生が確認された口蹄疫に関しまして、情報提供いたします。
関係者への周知等、我が国における発生防止にご活用ください。

記

1. 発生の概要（1月12日現在）

以上

韓国における口蹄疫（A型）の発生について

平成22年1月12日
動物衛生課

現在、OIE及び韓国政府を通じて入手された情報は以下のとおり。

1. 発生通報日：平成22年（2010年）1月7日
2. 発生農場：京畿道抱川（ポチョン）市（ソウル北東約30km）酪農家、185頭飼育
3. 発生経緯：
 - 1月 2日 民間獣医師が疑わしい症状を示す牛を確認し、地元の自治体及び京畿道獣医機関に報告。
 - 1月 3日 Penside Test（簡易検査キット）を実施し、陰性。
 - 1月 6日 自治体の獣医師が再度農場を訪問、数検体で陽性。
 - 1月 7日 国立獣医科学検疫院（NVRQS）でリアルタイムPCRを実施し、陽性。韓国政府はOIEへ6頭の感染確認を通報。
 - 1月 7日 FMDウイルスの血清型がA型と判定。（抗原検出ELISA、遺伝子配列）
4. 韓国における防疫措置：
 - ・発生農場の牛185頭のとう汰。（終了）
 - ・発生農場から半径500m以内のすべての偶蹄類の動物（牛、山羊もしくはシカ計324頭）のとう汰。（終了）
 - ・発生農場と疫学的に関連する農場の対応。
 - （1）発生日（2010.1.2）前7日間に発生農場から牛を購入した農場。
 - 2農場（京畿道の1農場及び忠清北道の1農場）に飼養される乳牛はFMD検査陰性を確認したが、予防的にとう汰。（終了）
 - （2）発生日前7日から21日の間に発生農場から牛を購入した農場。
 - 3農場（京畿道の2農場と忠清南道の1農場）に対して移動制限を実施し、検査中。
 - ・次の3区域を設定し、これらの区域では移動制限を実施中。
 - 危険区域（発生場から半径3km以内の区域）
 - サーベイランス区域（発生農場から半径3km～10kmの区域）
 - 制限区域（発生農場から半径10km～20kmの区域）
 - ・発生施設・農場の消毒
 - ・日本向けに輸出される関連製品への証明書発行の停止。
 - ・韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止。
5. 我が国の対応：
 - ・韓国からの偶蹄類の肉等及び稲わら等の輸入手続きを一時保留。（1月7日）
 - ・動物検疫所において、韓国からの旅客に対する靴底消毒等の適切な検疫措置を徹底。（1月7日）
 - ・都道府県及び国内関係者に対し、防疫対策を徹底するよう通知。（1月7日）

2010年1月9日
(農林水産食品部)

口蹄疫拡散防止のための予防的殺処分の実施

1. 農林水産食品部は、1月7日京畿道(キョンギド)抱川(ポチョン)市で発生した口蹄疫の拡散を防止するため、発生農場と疫学的関連があると調査された農場の乳牛240頭余りを予防的殺処分すると発表した。

疫学調査の結果、京畿道、驪州(ヨジユ)と忠北道(チュンブクト)鎮川(ジンチョン)にある2つの農場は、口蹄疫が発生した抱川にある農場から口蹄疫の発生7日前に子牛23頭を購入し飼育している。これら2農場は、臨床検査と精密検査の結果、口蹄疫に感染していないことが明らかとなったが、発生農場から購入したことが明らかとなったため予防的意味で殺処分する。

2. 口蹄疫の拡散を防止するため、発生基準日から7日以前に発生農場から牛を購入した農場については、全頭数を殺処分する。また、21日以前に購入した農場については、移動制限措置後、臨床検査と精密検査を実施し、異常がない場合は移動制限を解除するよう「口蹄疫防疫実施要領(農林水産食品部告示)」に規定されている。

3. これに従い、抱川の口蹄疫発生農場から牛を購入した5農場中2つの農場については殺処分することとし、3つの農場については移動制限措置を取り、臨床検査と精密検査を実施している。

5. 今回の口蹄疫発生により、600頭余りの家畜が殺処分されたが、現在まで疑われる事例の申告や追加発生はないことが判明した。

6. 農林水産食品部は、今後とも精密疫学調査を実施し、口蹄疫の発生の恐れが強い農場に対しては、集中防疫と共に予防的殺処分を並行して推進する。

[参考資料]

疫学関連農場の現況

[単位:頭]

区 分	所 在 地	飼育規模	購入頭数	購入日時
殺処分農場	京畿・驪州郡(ヨジュ グン)	71	7	2009.12.26
	忠北(チュンブク)・鎮 川郡(ジンチョングン)	169	16	2009.12.29, 2010.1.5,
	計	240	23	
移動制限農場	京畿・利川市(イチョ ンシ)	67	19	2009.12.19, 2009.12.21
	京畿・利川市(イチョ ンシ)	53	18	2009.12.12, 2009.12.14
	忠南・天安市(チョナ ンシ)	150	11	2009.12.16
	計	270	48	

発生基準日は、2010.1.2日。(殺処分農場は2009.12.26～2010.1.7、移動制限農場は2009.12.12～12.25に牛を購入した農場)